

高齢者福祉施設における消防法及び建築基準法に基づく主な手続きと
新規指定の際に指定申請書に添付を要する書類

○ 消防法【消防部局】・・・フロー図（その1）参照

設備工事等の内容	必要な手続き	消防部局による発行（返却）書類	指定申請書に添付を要する書類 【介護保険部局】
・消防用設備等に係る工事 (新設・増設・移設・取替・改造)	工事整備対象設備等着工届出書 〔工事着工10日前〕		—
	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 〔設置完了後4日以内〕	消防用設備等検査済証 (検査済印押印) 又は 防火対象物使用開始届出書（受付印押印） ※1	○ (新規建物) (既存建物※2)
・消防用設備等の設置維持に係る点検報告	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書	副本返却 (受付印押印)	○ (既存建物)

※1 「消防用設備等検査済証」が交付されない場合（建物の延べ床面積が基準未満の場合）に限る（消防部局に要相談）。

※2 既存建物を利用する場合であって、設備の新設等が必要とされている場合に限る。

○ 建築基準法【建築部局】・・・フロー図（その2）参照

建築工事等の内容	必要な手続き	建築部局による発行（返却）書類等	指定申請書に添付を要する書類 【介護保険部局】
・新築 ・増改築※1 ・大規模な修繕・模様替	建築確認申請 〔工事着手前〕	建築確認済証	—
	完了検査申請 〔工事完了後4日以内〕	完了検査済証	○
・用途変更※2	建築確認申請 〔工事着手前〕	建築確認済証	—
	工事完了届 〔工事完了後4日以内〕	届写し返却 (受付印押印)	○

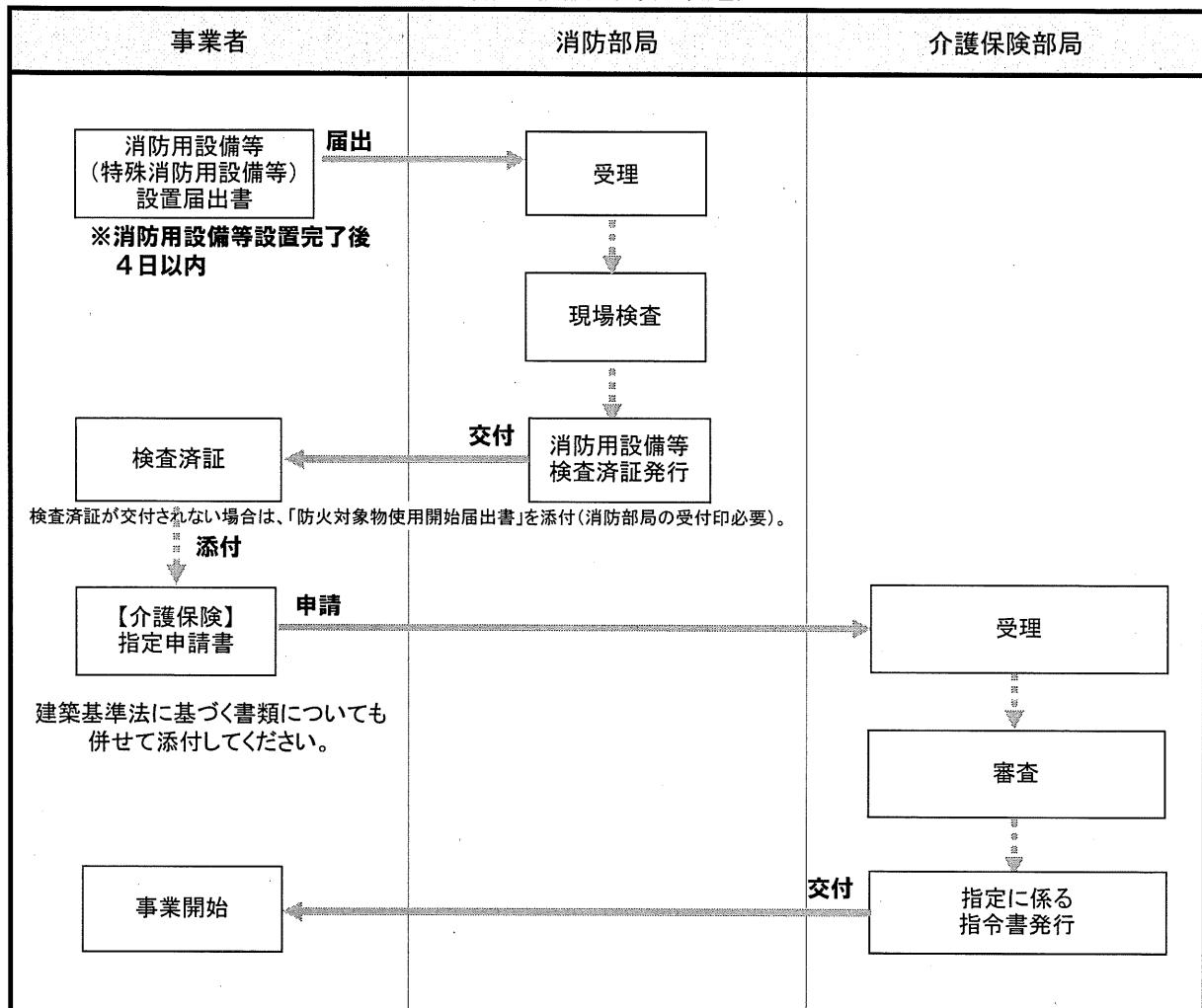
※1 防火地域及び準防火地域外における10m²以内の増改築を除く。

※2 100m²を超える高齢者福祉施設に変更する場合に限る（用途変更の場合、建築部局に要相談）。

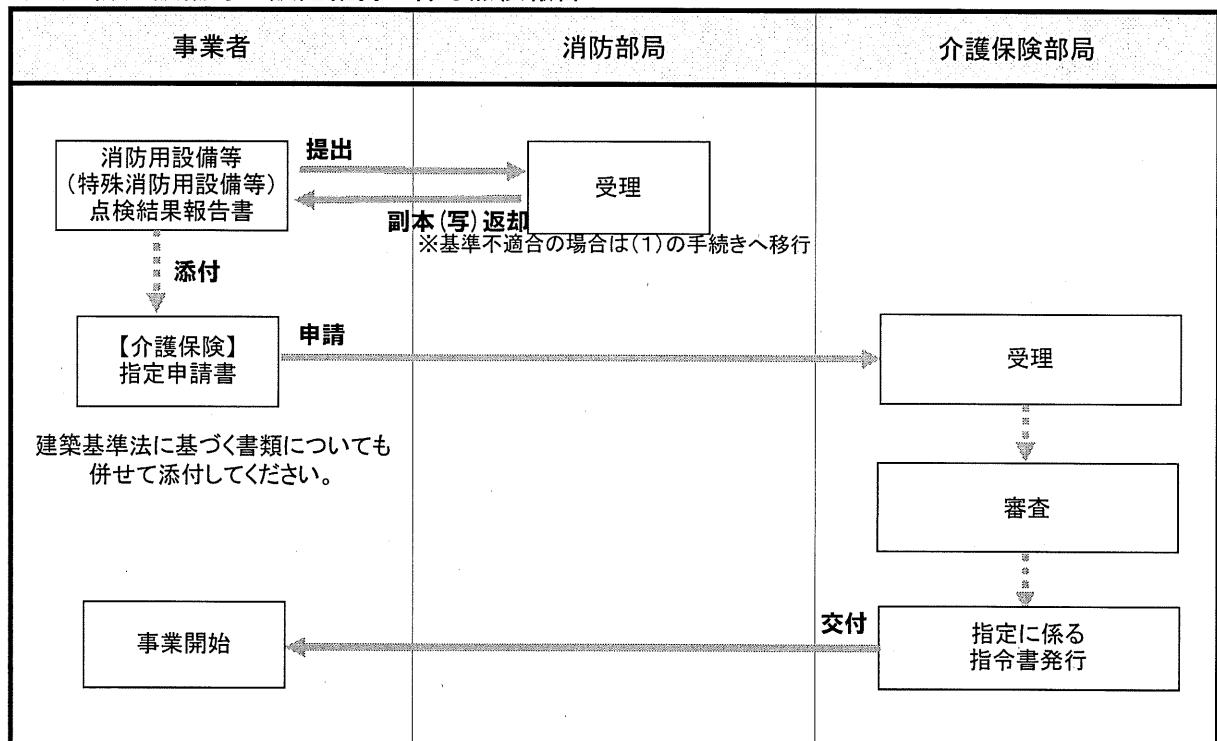
・・・※1、※2ともフロー図（その3）参照

**新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その1)
【消 防 法】**

(1) 消防用設備等に係る工事(新設・増設・移設・取替・改造)

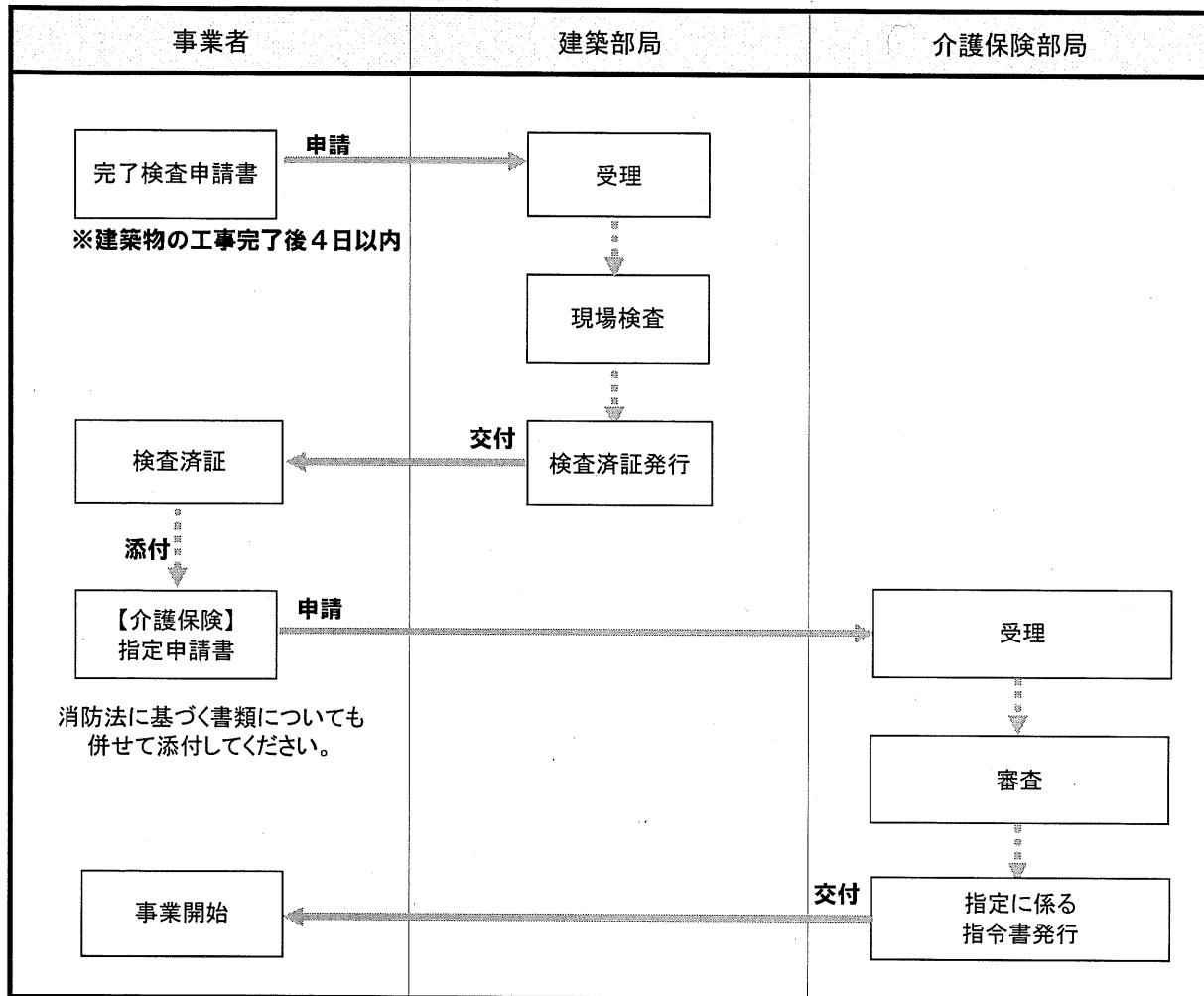


(2) 消防用設備等の設置維持に係る点検報告

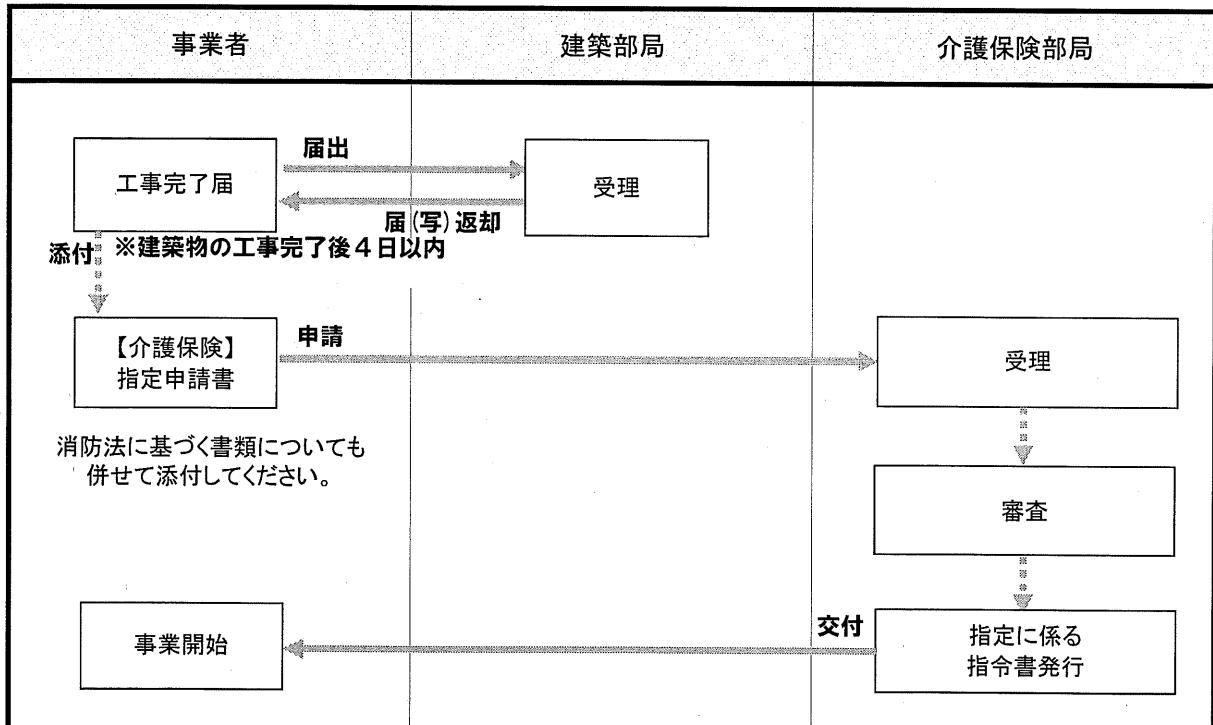


**新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その2)
【建築基準法】**

(1)新築、増改築、大規模な修繕・模様替

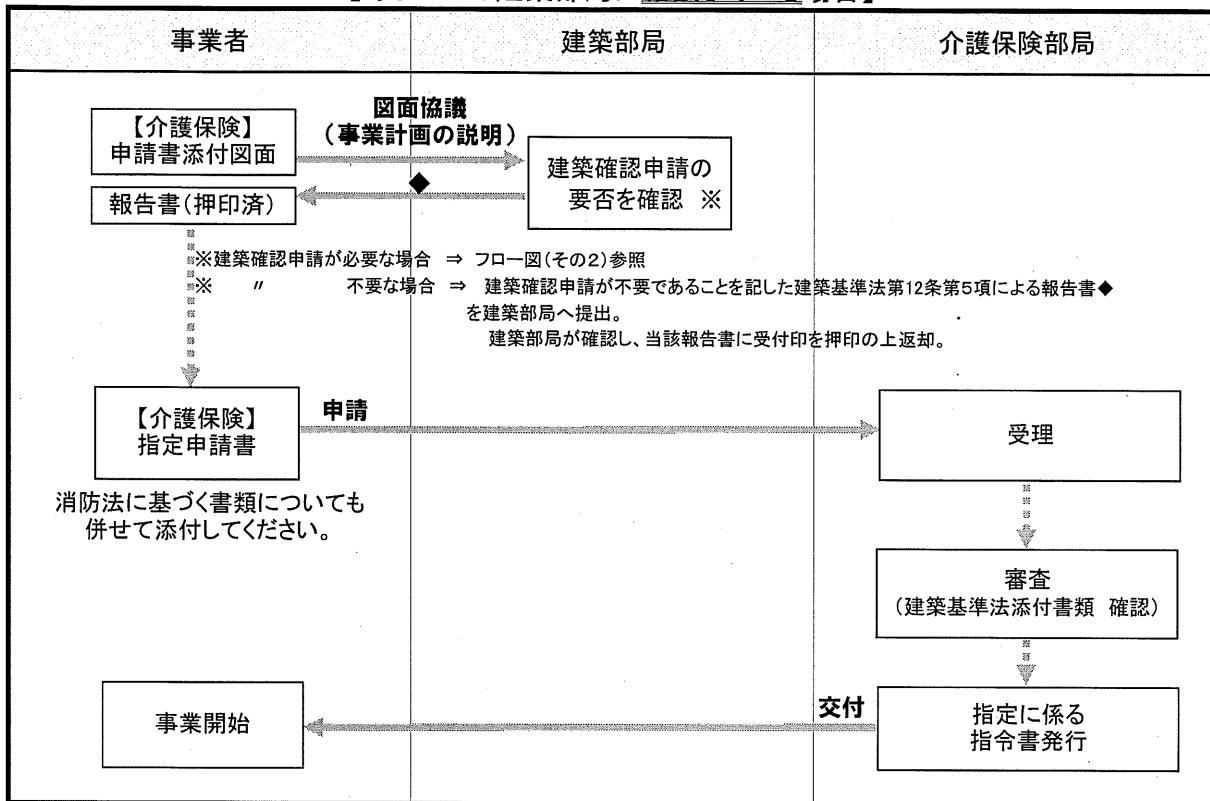


(2)用途変更



**新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その3)
【建築基準法】**

**(3-1) 建築確認申請が不要なため、フロー図(その2)によることができない場合
【あらかじめ建築部局に相談している場合】**



**(3-2) 建築確認申請が不要なため、フロー図(その2)によることができない場合
【建築部局に相談していない場合】**

